

# 東晋末期の権力構造

—東府と西省を中心に—

織 田 めぐみ

はじめに

会稽文孝王道子（以下司馬道子と表記する）は、八代目皇帝・簡文帝の末子にして、九代目皇帝・孝武帝の同母弟である。司馬道子は「少くして清澹を以て謝安の称する所となる」<sup>①</sup> ような人物であつたが、「道子昏凶にして、遂に国祚を傾く」<sup>②</sup>とあるように、東晋王朝を傾け、ついには滅亡へと追いやった原因として認識されている。

司馬道子専権の内容とはどのようなものだったのか。『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子によると、時に孝武帝、万機を親せず、但だ道子と酣歌するを務めと為し、娚姆尼僧、尤も親暱と為し、並びに其の権を窃弄す。凡そ幸接する所、皆小豎より出ず。郡守長吏、多く道子の樹立する所と為る。既に揚州総録と為り、勢い天下を傾け、是に由りて朝野奔湊す。中書令王国宝、性卑佞にして、特に道子の寵昵する所と為る。官、賄を以て遷り、政刑謬乱す。又浮屠の学を崇信し、奢侈に用度し、下、命に堪えず。太元以後、長夜の宴を為し、蓬首昏目、政事

多く闕く。

とある。司馬道子の専権による弊害をまとめると①地方行政官の乱れ、②官爵売買や賄賂の横行による中央政府の腐敗、③仏教崇信と奢侈の三点が挙げられる。

この司馬道子専権について扱った論文はほぼない。東晋末期を中心に扱う論文のほとんどは、あくまでも東晋貴族制社会の崩壊、もしくは劉裕台頭の要因の解明を焦点としており、司馬道子専権はその過程の中で論じられるに留まる。

司馬道子が台頭したことによって、東晋末期に現れた変化について、川勝義雄は以下の通り評価している。

会稽王道子の政治運営において、もっとも非難されるのは、側近の佞倖者を通じて、郷邑の品第もない奴婢小豎のたぐいを官吏に任じ、賄賂によって官位が取引される状態をきたした点である。……それが旧来の貴族制のもとに

おける、身分社会の秩序を無視したやり方であることはいうまでもない。これは貴族社会に亀裂を生じ、これによつて貴族の間に争いがおこるのも当然であった。<sup>④</sup>

つまり川勝氏は、司馬道子主宰の政治こそが東晋貴族制を破壊したと考察しているのだ。

東晋貴族制とは、「北来貴族を中心に一部の江南土着の名門豪族から構成された貴族層によつて、本質的に文人的性格をもちながら、政治・経済・文化はもとより軍事の面にいたるまで、社会のあらゆる面においてヘゲモニーを握ることの出来た時代」<sup>④</sup>のことである。内藤湖南が「概括的唐宋時代観」において、六朝から唐の中世までを貴族政治の最も盛んな時代であると評価したことから、一連の貴族制の研究に繋がることは言うまでも無い。ここで注目すべきは、この貴族制には魏晋南北朝の時代や社会全体にわたる体制あるいは時代や社会を規定する体制であることと、魏晋南北朝時代のあらゆる歴史現象の内の一部を指すもの、この二つの概念が存在していることである。川勝氏は前者の立場より貴族制隆盛期として東晋貴族制を挙げているが、一方で皇帝ないし皇帝権力に対する問題意識が薄い。<sup>⑤</sup>

前述するように、東晋期は貴族主体の時代であった。その東晋期において、何故皇族である司馬道子は専権を行えたのだろうか。また司馬道子の台頭の要因として、彼の同母兄・孝武帝の存在がある。孝武帝の意図とは如何なるものだったのか。孝武帝と司馬道子は、それぞれ「昏君」・「乱相」と評価されている。それは彼らが東晋滅亡の諸悪の根源として評価されているからだだが、具体的な内容や歴史的立場づけに関してはさほどされていない。これを踏まえて本論では、新たな視点から「司馬道子専権」の位置づけを試みる。

## 第一章 司馬道子と東府

司馬道子の経歴はおおよそ以下の通りである。

咸安二年（三七二）七月 琅邪王に封じられ、会稽内史を領す

太元初 散騎常侍・中軍將軍となり、更に驃騎將軍に進む

太元五年（三八〇）六月 司徒となる

太元八年（三八三）九月 録尚書六條事となる

太元十年（三八五）八月 都督中外諸軍事となる

太元十二年（三九六）九月 太傅となる

冒頭で引いた彼の専権は、太元十年（三八五）の謝安の死を受けてから始まる。

司馬道子が権力を専らにするにあたって、彼の手足となったのが驃騎將軍府及び太傅府の府僚である【表1参照】。

彼の府僚の出身を見てみると、一流の名門貴族出身者から寒人層まで幅広い層がいることに気づく。ここでは特に司馬

道子専権の象徴的な人物である王国宝・茹千秋・趙牙と王忱について触れる。

王国宝は太元王<sup>7</sup>氏出身の名門貴族であり、義父に謝安を持つが、その謝安に「其の傾側を惡み、毎に抑えて用い」られなかった人物である。司馬道子と姻戚関係があることから重用され、専権の要として活躍している。太元九年（三八四）には侍中に、太元十五年（三九〇）には中書令・領軍將軍となつてゐる。一時は保身の為に孝武帝側に移るが、安帝が即位すると再び司馬道子に仕え、「国宝は遂に朝権を參管し、威は内外を震う」とある。隆安元（三九七）年には尚書左僕射・領選・加後將軍・丹楊尹となつてゐる。この時、司馬道子は王国宝のために東宮兵を与えてゐる。王国宝はまた「聚斂を貪り縦にし、紀極を知らず。後房伎妾百を以て數え、天下珍玩其の室に充滿す。」とあるように、その権力を乱用し奢侈の限りを尽くしてゐた。

つぎに茹千秋と趙牙<sup>8</sup>についてだが、彼らは王国宝とは違い、前者は元錢塘捕賊吏、後者は優倡であり、共に寒人である。両者ともに司馬道子に取り立てられ、茹千秋は驃騎諮議參軍に、趙牙は魏郡太守となつてゐる。茹千秋は「官を売り爵を販ぎ、資貨を聚むること億を累す」とあり、趙牙は「道子の為に東第を開き、山を築き池を穿ち、竹木を列樹し、鉅万を巧用す。道子宮人をして酒肆を為し、水側に沽売せしむ。親昵と与に船に乗りて就之飲宴、以て笑樂を為す。」とある。先引した司馬道子専権の内容の子細のほとんどが、彼らと彼らの行為と合致してゐる。<sup>9</sup>

最後に王忱<sup>10</sup>だが、彼は王国宝の弟で、「弱冠にして名を知られ、王恭・王珣と俱に一時に流譽す。」とあるように、貴族層の中でも有望な人物として認識されてゐた。太元十四年（三八九）には、荊州刺史・都督荆益寧三州軍事・建武將軍・仮節となり、荊州に出鎮してゐる。王忱の西府軍団長官就任により、司馬道子は西の軍事力を掌握することになる。司馬道子の府僚には、出身の幅広さ以外にも東晋末期以前には見られない特徴があると、金民寿<sup>11</sup>は指摘してゐる。①將軍号の帶領、②管下地方官の兼任、③諮議參軍の三点である。①については、制限のある將軍府僚の定員の中でい

かに腹心と兵力を確保するか、という問題を解消する方法である。自身の府僚に將軍号を帶領させることで下級將軍府を開かせ、同時に、府僚を集めさせることで、その府僚さえも自身の腹心とし、またその將軍府が有する兵力を獲得したのである。これについて金氏は「將軍府の重層的構造」と指摘している。つぎに②についてだが、これにより軍政と民政と分かれていたはずの府官と州職が混同され、ついには中央直属として管下の州郡県を掌握することになった。これについて金氏は「六朝の分権的現象の根本的要因」と考察している。最後に諮議參軍だが、これは他の高級僚佐と違い定員の制限がないため、人材プールとして活用していた。

このことから司馬道子は人材の確保にかなり精力的に活動しており、それが府僚の出身の幅広さとして現れ、特に寒門・寒人出身が多いため、これが司馬道子によって寒門・寒人層が台頭したと考えられる要因となったであろう。特に①に関しては、「權寵の臣、各々小府を開き、吏佐を施置するは、官に益無く、国に損有り。」と批判されていることから、前例のない傾向だったのであろう。

このように、司馬道子は驍騎將軍府・太傅府において、自身の腹心である府僚を組織していた。司馬道子の拠点は『晋書』卷八四王恭伝に、

道子嘗て朝士を集め、東府に置酒し、……。

とあり、また『晋書』卷九一儒林伝・徐邈においても、

邈嘗て東府に詣り、衆賓沈湎し、滿を引きて誼譁するに遇う。

とあるように、東府と呼ばれていた。この東府の「東」の意味については諸説あるが、いずれの説においても焦点となつているのは、「東」の対概念となる「西」とは何を指すのか、ということである。鄭安生は、東府は元帝期の鎮東大將軍府の略称であると指摘し、東晋末期における司馬道子の東府については、

この時の東府はすでに本来の意味上の東府ではなく、つまりは、鎮東大將軍府の意味を含んではおらず、丞相兼揚州刺史が治める元東府の府舎という意味で東府と称したのだ。<sup>14</sup>とされている。

鄭氏の説は興味深いが、東晋末期における東府の「東」に敢えて意味があると考えるとすれば、「宰相」という意味が含まれているのではないか。<sup>15</sup>事実、司馬道子は丞相に就任していないが、『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子に、

尚之、道子に説きて曰く「藩伯強盛にして、宰相の権軽んず、宜しく密に樹置し、以て自ら藩衛せん。」

とあり、また『世説新語』規箴第十・引所『王国宝別伝』に、

国宝、平北將軍坦之の第三子なり。……安薨じ、相王輔政し、中書令に遷る。

とあることから、当時司馬道子が「宰相」もしくは「相王」と称され、宰相相当の権力を有していたと目されていたことが分かる。

以上のように権力を専らにしていた司馬道子だが、太元十三年（三八八）、司馬道子の府僚である袁悦之が兄・孝武帝によって誅殺された。

袁悦之、字は元礼、陳郡陽夏の人なり。父の朗、給事中たり。悦之は長短の説を能くし、甚だ精理有り。…後に甚だ会稽王道子の親愛する所と為り、毎に道子に朝権を専覽するを勧め、道子頗る其の説を納む。俄にして誅せらる。<sup>17</sup>ここに「俄に」とあることから、袁悦之の誅殺は突然行われたことが分かる。そしてこの袁悦之の誅殺によって、朝廷の派閥争いが天下に噂されるようになっていく。<sup>18</sup>

袁悦之誅殺の原因について、「毎に道子に朝権を専覽するを勧め」たとあるため、これがひとつの原因と考えられる。

しかしこの事件にはもつと根深い問題が隠れている。孝武帝の側近である范甯と、司馬道子の腹心である王国宝との対立である。

両者の対立の顛末については『晋書』卷七五王湛伝附王国宝伝に詳しく記載されている。

中書郎范甯、国宝の舅なりて、儒雅方直、其の阿諛を疾み、孝武帝に之を黜くことを勧む。国宝乃ち陳郡袁悦之をして尼支妙音に因りて書を致して太子の母陳淑媛に与えしめ、国宝の忠謹、宜しく親信せらるるを説く。帝これを知り、託すに他罪を以て悦之を殺す。国宝大いに懼れて、遂に道子に因りて范甯を譖毀し、甯は是れにより豫章太守と為る。

王国宝にとつて范甯は舅に当る人物であつたが、范甯の「儒雅方直」という性格から王国宝の司馬道子に対する佞臣ぶりを忌み、孝武帝に王国宝の廢黜を進言する。この范甯の弾劾から逃れるために、王国宝が袁悦之を使って孝武帝妃の陳淑媛（安帝・恭帝の生母でもある）に取り入ろうとしたことで、袁悦之が誅殺されることになつたのである。

この袁悦之誅殺後、王国宝を弾劾した范甯が逆に豫章太守に左遷される。この范甯の左遷は孝武帝の意図ではないことが『晋書』卷七五范汪伝附范甯伝に「甯の出づること、帝の本意に非ず」とあることから分かる。范甯の左遷は王国宝の工作による結果であつた。<sup>19)</sup>

また『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子によると、「中書郎范甯もまた深く得失を陳べ、帝是れにより漸く道子を平らかにせず、然れども外は毎に之を優崇す。」とあることから、袁悦之誅殺以前から孝武帝の、司馬道子に対する不信が始まっていることが分かる。この孝武帝の司馬道子に対する不信が、今回の袁悦之誅殺へ繋がつたのである。

この事件以降、天下は徐々に乱れ始めて行つた。<sup>20)</sup>

太元十三年の袁悦之誅殺における対立は、あくまで側近である范甯と王国宝の対立であり、首魁である二人が表立って対立した訳ではない。しかし太元十七年（三九二）十月に都督荆益寧三州諸軍事・荊州刺史であり、司馬道子の驃騎將軍府長史であった王忱が死去したことから、西府軍団長官後任者を巡る争いが始まった。王忱の後任は同年十一月に孝武帝の腹心である殷仲堪が都督荆益寧三州諸軍事・荊州刺史に任命されたことで決着がついた。殷仲堪は以後、北府軍団長官の王恭とともに北と西の守りを固めることになる。

殷仲堪の西府軍団長官就任の経緯について、『世説新語』紙漏第三四によると、

王大喪<sup>21</sup>して後、朝論或いは云う、国宝応に荊州と作るべし、と。「二」国宝の主簿夜函して事を白して云う、荊州の事已に行わる、と。国宝大いに喜び、其の夜閣を開き、綱紀を喚ぶ。話勢荊州と作るに及ばずと雖も、意色甚だ恬たり。曉に参問せしむるに、都て此の事無し。即ち主簿を喚びて之を数めて曰く、卿何を以て人事を誤らしむるや、と。

「一」晋安帝紀曰く、王忱死して、会稽王国宝を以て之に代えんと欲す。孝武中詔、仲堪に用い、乃ち止む。とある。孝武帝は「親幸する所を擢して以て藩捍と為す」<sup>22</sup>ために中詔を用いて、司馬道子が推そうとしていた王国宝を押しつけ、殷仲堪が就任させたのである。

しかし中詔を用いて強硬的に殷仲堪を就任させた経緯からも分かるように、これは異例の人事であった。そのため王珣は「豈に黄門郎にして此くの如き任を受くること有らんや。仲堪の此の挙、廻ち是れ国の亡徴なり。」<sup>23</sup>と批判している。

この殷仲堪の西府軍団長官就任という異例の人事に、孝武帝の司馬道子に対する強い警戒心を感じ取れる。孝武帝と司馬道子の両陣営による対立は、孝武帝の暴御を受け、より激化することになる。



太元二十一年（三九六）年九月、孝武帝が崩御した。『晋書』卷九三外戚伝・王蘊伝附王爽伝によると、この時、孝武帝崩じ、王国宝夜に門を開けて入りて遺詔を為さんと欲せど、爽、之を距みて曰く「大行晏駕して、皇太子未だ至らずに、敢えて入る者は斬らん。」と。乃ち止む。

とあるように、中書令の職務である遺詔を作成するために、開門を求めた王国宝に対し、王恭の弟である王爽がその入門を拒んだのである。遺詔を用いて自身の有利に事後の運営をしようとした司馬道子側の意図を、王爽は阻止したのである。

その後、「不恵」徳宗（安帝）の下で、両者の対立は宗室と外戚の権力争いに変化し、北府・西府と建康政府の対立となつて、より一層激しくなっていくことになる。

## 第二章 孝武帝と西省

孝武帝（諱は曜、字は昌明）は、在位期間が東晋歴代皇帝の中で最も長く、東晋王朝全体の四分の一を占める皇帝である。

彼は興寧三年（三六五）七月に簡文帝の跡継ぎとして会稽王に封じられ、また咸安二年（三七二）七月には皇太子となり、簡文帝の崩御に伴い皇太子に立ったその日に即位した。即位当時の孝武帝はまだ元服を済ませてもいない、弱冠十二歳の少年皇帝であった。

太元二十一年（三九六）九月に三五歳の若さで崩御するまでの間、彼の治世には桓温の専権（寧康元年（三七三）七月まで）、褚太後の臨朝摂政（寧康元年（三七三）八月から太元元年（三七六）正月まで）、謝安の輔政（太元十年（三八五）八月

まで)、司馬道子台頭(太元十年〔三八五〕八月から安帝期の元興元年〔四〇二〕十二月まで)と、権力の主体者が入れ替わり現れていた。言い換えれば孝武帝期のほとんどは、桓温・謝安・司馬道子のような人物によって、権力を掌握されていたのである。

では当の孝武帝自身の為人と孝武帝期の評価はどのようなものだったのか。『晋書』卷九孝武帝紀によると、

既に威權己に出で、人主の量を雅より有す。

とあり、君主の器であったことが分かる。また『宋書』卷五六孔琳之伝には、孝武帝期の情勢に関しては、

近く孝武の末、天下無事にして、時和年豊、百姓樂業す。

とあることから、孝武帝期は平穩無事の時代であり、年を重ねるごとに豊かになっていったと高い評価を受けていた。

しかし一方で、

既にして酒色に溺れ、殆ど長夜の飲を為す。<sup>(24)</sup>

とあるように、孝武帝は酒色に溺れており、そのために、

時に于いて孝武帝万機を親せず、但だ道子と酣歌するを務めと為すのみ。<sup>(25)</sup>

と、政治の主導者としての役割を放棄していることから、総じて「昏君」と評価されている。つまり孝武帝は明君と暗君という、相反する評価を受けていたのだ。

この矛盾する評価は何故生じたのか。孝武帝が「昏君」と評価される原因となったのは、「乱相」司馬道子に権力の専断を許したためであろう。司馬道子の台頭は、太元八年(三八三)九月に当時の「宰相」謝安とならぶ録尚書六條事に、司馬道子が就任したことから始まる。司馬道子の録尚書六條事就任は、孝武帝の意向と思われる。太元十年(三八五)八月の謝安死後、情勢は徐々に司馬道子専權へと傾いていくことになるが、本当に孝武帝は政事を放棄したのだら

うか。放棄したのならば、先の「威權已に出で」は何を指すのだろうか。

実は、孝武帝期には特に太元十年（三八五）以降より新たに創設された官職、もしくは既存の官職でも登用方法が変更・増置されるなど、以前にはない新たな動きが見られる。

例えば、貴族の殿中將軍就任である。『宋書』卷六四裴松之伝によると、

松之……年二十、殿中將軍を拜す。此の官は左右を直衛し、晋孝武太元中に革めて名家を選びて以て顧問に参じ、始め琅邪王茂之・会稽王謝輜を用い、皆南北の望なり。

とある。

殿中將軍とは、『宋書』卷四十百官志下に、

朝会宴饗には、則ち將軍は戎服し、左右に直待し、夜、城の諸門を開け、則ち執白虎幡を執りてこれを監す。

とあるように、遊宴の際に帝の左右で警護を務める武官であり、皇帝の開戦の意思を伝える白虎幡を監督する役職でもあった。また、殿中將軍は東晋期において、帝の顧問対応を務めることがあったことが『晋書』卷七三庾亮伝の「亮与鑿牋曰」において指摘されている。<sup>26</sup>つまり殿中將軍は、皇帝とかなり距離の近い役職であったのだ。この殿中將軍の選出方法を改めて門閥貴族の枠としたことは、孝武帝による門閥優遇の意志があったことを意味する。そして改選後、初めて殿中將軍として用いられたのが、琅邪王氏出身の王茂之、山陰謝氏出身の謝輜という「南北の望」であった。孝武帝はしばしば華林園において宴集していたので、この殿中將軍は孝武帝にとって重要な役職であったのだろう。<sup>27</sup>

また、太元十二年（三八七）年八月、徳宗の立太子に伴い、太子衛率が増置される。太子衛率は、『晋書』卷二四職官志によると、

左右衛率、案ずるに武帝東宮を建て、衛率を置き、初め中衛率と曰う。泰始五年、分けて左右と為し、各々一軍を

領す。恵帝の時、愍懷太子東宮に在り、又前後二率を加う。江左に及びて、前後二率を省き、孝武太元中に又置く。とあり、西晋期に一度増置された前後率を、孝武帝期にもう一度復活させていることが分かる。ちなみに太子衛率は劉宋に入ると「宋の世、左右二率に止め置く。」<sup>(28)</sup>とあり、当時の状況を鑑みて、この時期の太子衛率増置の要因を考えるならば、孝武帝は太子衛率を増置することで、正規の形で兵を確保する大義名分を得、東宮兵を、引いては自身の手中に兵を確保しようとした可能性を指摘できる。つまり有事の際に備えて、皇帝の副儲たる皇太子に兵を持たせることで、皇帝自身の兵を確保しようとする意図が、この太子衛率増置にはあったのではないか。太子衛率の殆どが彼の側近で固められていることも、その証左となろう。

自身の兵を確保する必要性を孝武帝が迫られたのは、おそらく桓温による宿衛掌握により東晋宗室諸王が兵を蓄えることができなくなったこと、そして即位直後の咸安二年（三七二）十一月に妖賊盧悚が二百人の手勢で宮中に侵入したことが要因となっていると考えられる。<sup>(29)</sup>

その他、孝武帝の動きは、司馬道子以外の宗室諸王への処遇や礼制改革など枚挙にいとまがない。

そんな孝武帝のもとで、手足となって動いていた側近には、寒門貴族が多く、そのほとんどが儒学に秀でた人物であった【表2参照】。

はじめに徐邈<sup>(30)</sup>についてだが、彼は孝武帝元服以前に孝武帝のための儒学の師として謝安に招かれた人物である。その当時からすでに「東州儒素」として名を知られていた。そして「年四十四、始めて中書舎人に補せられ、西省に在りて帝に侍す。」とあるように、「西省郎」という官職に任命されている。その後、徐邈は散騎常侍となってからも西省郎として活躍し、「前後十年、毎に顧問せられ、輒ち献替有れば、匡益する所多し。甚だ寵侍せらる」とあることから、孝武帝の信頼する側近であったことが分かる。後に孝武帝は皇太子徳宗の為に徐邈を太子前衛率にし、太子経を授けてい

ることから、皇太子の教育係として彼に期待を寄せていた。また、彼の弟である徐広(31)もその博学をもって孝武帝に取り入れられ、秘書郎に除されている。兄弟ともに儀礼に関する献策が多く、儒学に優れた人物であったことが伺える。

つぎに范甯(32)に関してだが、彼は春秋穀梁伝集解や玄学の祖とも言うべき王弼・何晏を批判した論を著わし、「儒を崇び俗を抑える」とあることから、儒家的性格を有する人物であった。『晋書』卷九一儒林伝・徐邈に、「中書侍郎に遷り、専ら綸詔を掌り、帝甚だこれを親昵す。」とあり、孝武帝が信頼する人物であったことが分かる。また、『芸文類聚』卷四八・職官部四・中書侍郎の条・所引『晋中興書』によると、

范甯、臨淮太守と為り、徴して中書郎を拜し、専ら西省を掌り、職、帝機の近きを以て、固く辞すも許さず、多く献替する所、治道に益有り。

とあることから、徐邈と同じく「西省郎」に任命されていたことが分かる。范甯は後に豫章太守に左遷するが、変わらず孝武帝に対して様々な献策をしている。その代表例として「陳時政曰」が挙げられる(33)。

ここで注目すべきは、「西省郎」という官職である。

西省郎に関する記事は管見の限り『晋書』には見受けられない。しかし『宋書』卷六十王韶之伝によると、

晋帝は孝武より以来、常に内殿に居り、武官書を中に通呈するを主り、省官一人を以て詔語に管司し、任は西省に在り、因りてこれを西省郎と謂う。

とある。孝武帝以来の晋諸皇帝が常にいたという内殿とはおそらく、太極殿区域の奥、太極殿より北側であると考えられる。また西省とは太極殿区域の奥に広がる「内省」に設置されたものであろう。いずれにしても、内殿と西省はどちらも太極殿区域の奥にあったことは確かである。太極殿以北は、本来ならば一般の官吏が出入り出来ない場所である。その区域に西省があり、そこに在って詔勅作成に従事する西省郎が孝武帝期に設立したのである。

では西省郎とはどのような役職だったのだろうか。前述したように西省郎に関して『晋書』は記載していない。しかし『晋書』卷二四職官志に、

中書舍人、案ずるに晋初初め舍人・通事各々一人を置き、江左は舍人通事を合わせて之を通事舍人と謂い、呈奏案章を掌る。後に省き、而して中書侍郎一人を以て西省に直し、また詔命を掌る。

とあり、西省郎という文言はないものの、中書侍郎の一人が西省に入直し、詔命を掌っていたことが書かれている。また『大唐六典』卷九中書侍郎の条に、

晋氏毎に一郎西省に入直し、専ら詔草を掌り、更に省に直すること五日。従駕すれば則ち正直は従い、次直は守す。とある。

上記の『晋書』・『大唐六典』の内容を総合すると、西省郎とは、①中書侍郎のうち一人が選出され、②五日交替で西省に入直して詔勅作成に従事していた役職、ということになる。

しかし西省郎の選出条件、中書侍郎であることは必須ではなく、皇帝自身によって西省郎を選出できた可能性がある。例えば孝武帝期の西省郎である徐邈は、中書舍人に補す時から西省と関わりを持っており、また後に散騎常侍、太子前衛率となっても、「猶お西省に処す」とあることから、西省郎は必ずしも中書侍郎である必要はなかったのだろう。しかし西省郎は中書侍郎と、ひいては中書省と関わりが深かったことは確かである。また、詔勅作成を担当する西省郎は、時に中詔の作成に関わっていたと考えられる。中詔とは『資治通鑑』卷一二四・宋紀六・元嘉二十二年の条・胡注に、

詔、中より出でて、門下を経ざる者は、これを中詔と謂う。今の手詔は是なり。

とある。先の徐邈から例を見ると、「帝宴集酣楽の後、好く手詔詩章を為りて以て侍臣に賜う。或いは文詞率爾とし、言う所は穢雑なる。邈毎に応え、時に収斂し、省に還りて刊削し、皆観るべからしむ。帝の重覽を経て、然る後にこれ

を出す<sup>(35)</sup>。」とあることから、西省郎と、正規の手続きを踏まずに皇帝から直接出される中詔＝手詔は深く関わっていたと考えられる。

つまり孝武帝は「宮城最奥部の皇帝の日常生活空間<sup>(36)</sup>」において、朝廷とは別の自身の側近を集めた組織を作り、そこで正式の手続きを踏まずに詔を出していたのだ。これは、孝武帝が皇帝権力の強化へと動いていた証左である。

以上、孝武帝の親政内容について見てきた。彼は寒門出身でなおかつ儒教的素養を備えた人物を側近として迎え、正規の手続きを踏まない中詔を用いることで自身の皇帝権力の強化を図っていた。そして皇権強化のための障害となりうる貴族に対しては穏健策を取りつつも、姻戚関係についてはかなり慎重であったことから、貴族とは一定の距離を保とうとしていたことが分かる。最後に宗室諸王に関してだが、自身の最も近い同母弟である司馬道子に相権を掌握させる一方で、軍事面では譙王系の宗室諸王を頼り、また簡文帝期に廢黜された武陵王系を段階的に復活させている。これは有事の際を考慮して、琅邪王系の一支である武陵王系を復活させたのだと考えられる。

このような孝武帝側が皇権強化を図る一方で、司馬道子側が自身の勢力を伸ばしていき、為に両者の対立は互いの権力強化のなかで回避不能であったのだ。

### 第三章 司馬氏分立の要因

そもそも司馬道子が台頭した要因とはなにか。そこには、太元十年（三八五）以前の謝安の「輔政」が深く関わっている。

謝安とは、琅邪王氏・王導と並ぶ名宰相であり、篡奪を謀る桓温を阻止し、孝武帝即位に貢献した人物である。その

経歴は以下の通りである。

寧康元年（三七三）九月 尚書僕射（吏部尚書を領し、後將軍を加えられる）

寧康二年（三七四）二月 中書事を総攬

寧康三年（三七五）五月 揚州刺史を領す

太元元年（三七六）正月 中書監・録尚書事となる

とあるように、要職を総覧している。言うまでも無く、謝安は東晋貴族制の代表的な人物である。この謝安の政治運営とはどのようなものだったのか。川勝氏は以下の通り評価している。

大体、東晋の貴族政治というものは、王導や謝安に代表されるように、各勢力のバランスを考えて、その間を調整しながら、それぞれの勢力を円滑に作動させるやり方であった。……それは、固有の勢力基盤の薄弱な北来貴族政権にとつて、支配者としての優位を維持してゆくには、調整者として動くよりほかなかったこと、あるいはそれが最上の方法であったことを示している。<sup>37)</sup>

川勝氏の言う謝安らによる政治運営——「各勢力のバランスを考えて、その間を調整しながら、それぞれの勢力を円滑に作動させるやり方」の、各勢力とは具体的に何を示しているのだろうか。ここには江南に固有の勢力基盤を有していた江南豪族や、西府・北府を代表する方鎮権が含まれているのはもちろんのこと、皇帝権力さえも含まれていたのではないか。これは皇帝にとつて見れば、王導・謝安のような調整者さえも皇権を抑圧する存在であり、時として「専断者」となり得る要素を持っていたのではないか。興味深い史料がある。『世説新語』方正篇第五である。ここに、

韓康伯病み、杖を前庭に拄きて消搖す。諸謝の皆富貴にして、轟隱路に交わるを見て、歎じて曰く「此れ復た何ぞ王莽の時に異ならん」と。



と、当時の陳郡謝氏の隆盛ぶりについて、前漢の王莽になぞらえて批判されているのだ。また、謝安が調整者たるにあたって、褚太后臨朝が必要不可欠であったことは、安田二郎の指摘するとおりである。<sup>38)</sup>

孝武帝にとって「従嫂」である褚太后が臨朝するという、母后臨朝の大前提である「母子一体」の理論から遠く離れた異例の臨朝と、「春秋尚お富む<sup>39)</sup>」ために元服後も続けられた「輔政」を受け、孝武帝は皇帝権力の強化を図る。これは王導・謝安が担ってきた調整者としての役割の奪取を意味していた。

孝武帝の皇権強化は、決して貴族との正面对立を意味するものではないことは、第二章で見えてきたとおりである。彼は比較的穏便に貴族から「調整者」としての役割を切り離していった。そうして貴族から切り離した権力を誰に与えるか、という問題に対し、孝武帝は同母弟である司馬道子を選ぶ、または選ばざるを得なかったのである。孝武帝は太元八年（三八三）に録尚書六條事に司馬道子を就任させて謝安と並立させると、太元十年（三八五）の謝安の死去を受け、謝安の権力基盤であった尚書省の長官と揚州刺史を司馬道子に担わせることにことで、権力を回収したのである。

この同母兄弟間における権力分有は、一体何を意味するのだろうか。

趙翼は『廿二史劄記』巻八晋帝多兄終及弟の条において、晋代における同母兄弟間の権力相続の多さと特殊性を指摘している。

兄弟相続を採用するということは、権力の継承が縦ではなく横に広がることである。この権力の相続方法がとられる要因として、①次世代の不在、②次世代の成熟を待てないという二点が考えられる。つまり権力継承の不安定さ、そしてその一族の権力基盤の弱さを露呈する相続方法と言えよう。

皇帝位を有する司馬家にとつては、賢才主義による有能な一族の長 $\parallel$ 皇帝を選ぶ、という方法は極めて危険な手段であった。「皇帝家」と「宗室諸王」という二重構造を持つ司馬家にとつて、有能な一族の長を皇帝に据えると、西晋か

ら琅邪王系に受け継がれた皇位継承の正統性が薄れてしまい、貴族以上に深刻な一族間の争いを引き起こす可能性があったからだ。

どの王朝においても、宗室諸王への対策というのは大きな問題であり、いかに飼い殺しにしていかがが焦点となった。皇帝家保護のために宗室排除に行き過ぎると曹魏の轍を踏むことになり、逆に宗室優遇に奔りすぎると西晋の二の舞を演じることになる。前王朝の教訓を踏まえて、東晋王朝は宗室の扱いに関してはかなり慎重になっていた。<sup>(40)</sup>

一方、前掲の趙翼が指摘するように、東晋期において同母兄弟による皇位継承の事例が頻出している。しかし兄の後を継ぐ琅邪王就封者は、三田辰彦が指摘するように、「藩屏としての役割はもとより、中央政府における首班や顧命大臣としての役割も、必ずしも期待されて」おらず、そのため「万が一にも皇帝乃至は皇太子の死亡によって皇統が途絶えた場合を予測して、皇位を補充しうる要員」であった。<sup>(41)</sup>これは同母兄弟間での権力分有が極めて危険であったためである。同母弟と雖も宗室諸王である以上、皇帝位の補充要員としての役割を全うさせるために、故意に実権を握る機会を与えなかったのだろう。

また、東晋期の主な宗室諸王を見てみると、同時期に兄弟間で相互補完関係にあったことが分かる。すなわち西陽王兼・会稽王昱は文を担当し、南頓王宗・武陵王晞は武を担当していた。これは宗室諸王から皇帝家と対立する人物を出さないためだった可能性がある。特に西陽王兼と南頓王宗に関しては、元帝が皇帝位に就くにあたって、宣帝の直系であることがその正統性を後押ししていることを考えると、妥当な対策であっただろう。

しかし孝武帝は皇帝権力強化のために謝安が有していた権力を同母弟である司馬道子に与えた。これは身内に自身と同じく皇帝となれる要素を孕んだ人物を、皇帝権力に対抗しうる人物を抱え込むという、危険なものであった。

一方で孝武帝自身は、第二章で見てきたように、西省の設置や中詔の活用によって皇帝権力の強化を図っている。

もとより、東晋の諸皇帝は『宋書』卷九二良吏伝序に、

晋世諸帝、多く内房に処り、朝宴臨む所は、東西二堂のみ。

とあるように、多くは内房にいたが、それでも朝宴に臨む際は東西二堂に現れていた。しかし孝武帝は「常に内殿に居」り、また太元二十一年（三九六）に後宮に清暑殿を建ててからは、一般の官僚では出入りできない宮城の奥を主な活動拠点にしていく。

内省に新たに西省を作り、西省郎と呼ばれる側近集団を形成することで皇権強化を図る孝武帝の意図を考えるにあたって、小林聡の、

そもそも、魏晋南北朝時代においては、国家レヴェルの政策は、太極殿（前殿・東堂・西堂を含む）なり、朝堂（尚書上省）等のしかるべき官衙なりで議論され、決定されるべきものであった。これに対して、内省区域は皇帝の生活空間としての性格を強く有し、少なくとも建前では高級官人が組織的に動きまわる場ではなかったといえる。しかし、それゆえにこそ、特定の官人が内省に入直するという行為が政治的に重要な意味を持つてくるのである。<sup>(43)</sup>

という指摘は非常に示唆的である。「建前では高級官人が組織的に動きまわる場ではな」い「皇帝の生活空間としての性格を強く有」する内省で、敢えて自身の側近集団を組織し、正規の手続きを踏まない中詔を出していたことは、正当な手段では成し得ない皇権強化を非常の手段で成し遂げたことを意味する。つまり孝武帝は皇帝でありながら、朝廷とは別の権力体を形成したのである。これは逆に皇帝権力のおよぶ範囲の狭さを露呈することになる。

太元十三年（三八八）以後、孝武帝と司馬道子は疎遠になっていった。孝武帝の側近である徐邈は、

帝頗る会稽王道子を疏うに会いて、邈これに和協せんと欲し、因りて從容として帝に言いて曰く「昔、淮南・斉王、漢・晋戒めと成す。会稽王は醜嫖の累有ると雖も、而れども純一を奉上す。宜しく弘貸を加うべし。紛議を消散す

れば、外は国家の計と為り、内は太后之心を慰めん。」と。

と、孝武帝と司馬道子の関係の改善を図ろうとしている。また『世説新語』賞誉第八引注『晋安帝紀』に、

内外始めて不咸の論有り。恭独り深くこれを憂い、乃ち忱に告げて曰く「悠悠の論、頗る異同有り。当に驃騎の朝觀に簡たる故に由るなり。將に従容としてこれを切言すること無からんとする……」。

とあり、袁悦之誅殺以前にも孝武帝と司馬道子の不和は噂となっており、この風評の原因は司馬道子が孝武帝に謁見していないため、すなわち二人の間に一定の距離があつたからだとしている。

各々の権力体を組織した孝武帝と司馬道子の対立が、やがて北府・西府を巻き込んでいくことになるのである。

## おわりに

東晋時代は、時代区分で言うと中世に区分される。中世とは、権力が拡散する時代である。そこで焦点となるのは、この権力をいかに回収するかである。

東晋王朝の権力構造を見てみると、大きく分けて皇権（皇帝権力）・相権（宰相権力）・方鎮権が存在している。皇権の掌握者は言うまでもなく、歴代の東晋諸皇帝であり、相権の掌握者は必ずしも丞相に就いた者ではなく、録尚書事ないしは中書令であり、かつまた揚州刺史に就任した者、つまりは中央における最高権力者である。また方鎮権の掌握者は歴代の北府および西府軍団長官である。このように権力体が分立している要因は、東晋王朝の「流寓政權」という性格から起因している。この権力分立の王朝の中で、王導・庾冰・桓温・謝安ら歴代の相権掌握者は、一族の者に方鎮権の一方を握らせる事により軍事力を確保、文武両面から皇帝権力を抑止したのである。これこそが東晋貴族制の正体で

ある。しかし、謝安の死後この相権を掌握したのが、司馬道子であった。これにより、孝武帝は東晋初中期における東晋の権力構造の再編を図る。つまり皇族に相権を持たせることで、ひいては相権を皇帝の下に回収しようと試みたのである。

しかし、この皇族による相権回収は皇族内の分裂を引き起こし、孝武帝と司馬道子の対立として表面化するのである。本来東晋王朝の皇帝は、推戴当初より、有力な盟主を持たない、もしくは持てなかつた江南豪族と、戦禍から逃れ南下してきた北来貴族をひとつにまとめるための象徴であった。宣帝の直系であるという血脈の正統性を有すのみで、自身の軍事力や勢力基盤が皆無に等しい東晋諸皇帝が皇帝であったのは、力を持っていないが為にどの相権掌握者政権下でも柔軟に対応でき、象徴としての役割を果たしていたからではなからうか。ともすると出身や身分、政治運営の相違によって分裂や対立を引き起こしやすしい内部情勢の中で、かろうじて「東晋王朝」という大きな枠組みの中でまわっていたのは、皇帝が徹底して権威のみの象徴としてあったからであろう。

だが、孝武帝の皇権強化は、それまで柔軟に対応できた象徴である「皇帝」に、一定の型を作る行為であった。その型が限られた範囲でのみ有力であったことは、内へ内へと籠もっていく皇権の有り様から見取れる。これが権力の分裂を引き起こし、桓玄の篡奪によって東晋皇帝が持つ正統性もしくは象徴性の同様、そして易姓革命へと繋がっていくことになるのである。

## 注

- (1) 『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子
- (2) 『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子・贊
- (3) 川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人——貴族制との関連において——」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年所収) 三一一頁
- (4) 川勝義雄「東晋貴族制の確立過程——軍事的基礎の問題と関連して——」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年所収)
- (5) 渡辺信一郎は「六朝史研究の課題——川勝義雄著『六朝貴族制社会の研究』をめぐって——」(『東洋史研究』四三—一、一九八四年)の中で、
- (皇帝が) 仮りに副次的な政治的存在であったとしても、皇帝権力の独自の基盤が明らかにされ、それと貴族の存立基盤とが相互に関連づけられなければ、六朝国家論はなお全体として把握されたことにはならないのではないだろうか。
- と指摘している。
- (6) 本来ならば「乱臣」と表記するところだが、本論では「乱相」で統一する。
- (7) 王国宝に関する記載は『晋書』卷七五王湛伝附王国宝伝を参照。なおこの段落の史料はすべて『晋書』卷七五王湛伝附王国宝伝から引用している。
- (8) 茹千秋と趙牙に関する記載は『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子を参照。なおこの段落の史料はすべて『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子から引用している。

(9) 特に茹千秋は『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子に、

驃騎諮議參軍茹千秋協輔宰相、起自微賤、窃弄威權、銜売天官。其子寿礼為樂安令、贓私狼藉、畏法奔逃、竟無罪罰、傲然還県。又尼姑屬類、傾動乱時。穀賤人饑、流殍不絶、由百姓單貧、役調深刻。

とあるように、名指しで批判されていた。

(10) 王忱に關しては『晋書』卷七五王湛伝附王忱伝に詳しい。なおこの段落の史料はすべて『晋書』卷七五王湛伝附王忱伝から引用している。

(11) この段落で引用した金氏の指摘はすべて、金民寿「국가 권력을 통하여 본 東晋末期史—司馬道子父子와 桓玄의 府僚를 중심으로」(前掲) 三三三〜三五頁から引用した。

(12) 『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子

(13) 東府に關する史料としては、『建康実録』、『資治通鑑』引所胡注、『元和郡県志』、『世說新語』引注『丹陽記』、『輿地志』、『江南通志』が挙げられる。

(14) 鄭安生「東晋四府考略」(『歴史教学』一九八三年第四期) 一二頁

(15) 『十七史商榷』卷四九・晋書七／東宮・西宮の条

倫自為相国、一依宣文輔魏故事、增相府兵為二万人、起東宮三門四角華櫓。倫与孫秀并聽妖邪之說、使牙門趙奉許為宣帝神語、命倫早入西宮。案東宮者、相府也、早入西宮者、為天子也。上文言司馬雅給事東宮、又言孫秀知太子若還東宮、将与賢人凶政。彼東宮皆太子所居、与此東宮為相府不同。大約自魏及晋、洛京宮室、天子居西、而相府在東、故段灼伝「武帝即位、灼陳時宜云、陛下受禪、從東府入西宮、兵刃耀天、旌旗翳日。」而齊王冏伝亦云、冏起兵討趙王倫、惠帝反正、拜大司馬、加九錫、備物典策、如宣・景・文・武輔魏故事。冏輔佐、大築第館、「北取五穀

市、南開諸署、毀壞廬舍以百數、使大匠營制、与西宮等」是也。『南史』宋武帝紀「帝在晋末、既為大將軍揚州牧、給班劍二十人、改太尉中書監、進太傅、加羽葆鼓吹。及誅劉毅之後、克期至都、于是輕舟密至、已還東府。」其下又云「息人簡役、築東府城。」其下又言「帝戒嚴北討、姚泓以世子為中軍將軍、監太尉留府事、尚書右僕射劉穆之為左僕射、領監軍中軍二府軍司人居東府。』齊高帝紀」元徽五年七月戊子、殺蒼梧王。甲午、帝移鎮東府。丙申、加侍中司空、錄尚書事。」又「前湘州刺史王蘊還至東府、前期見高帝。」可知南朝建康、凡宰相之府亦称東府、猶沿晋制也。

(16) 『晋書』の中でも彼の名に關しては「袁悦」と記載されている場合があるが、ここでは列伝に従って「袁悦之」とする。

(17) 『晋書』卷七五王湛伝附袁悦之伝

(18) 『世説新語』讒險第三二引注『袁氏譜』

既而朋党同異之声、播於朝野矣。

(19) 『晋書』卷七五范汪伝附范甯伝

王国宝、甯之甥也、以諂媚事会稽王道子、懼為甯所不容、乃相驅扇、因被疏隔。

(20) 『晋書』卷二七五行志上貌不恭・服妖

至烈宗末、驃騎參軍袁悦之始攬構内外、隆安中遂謀詐相傾、以致大乱。

(21) ここでは「王大」とは王忱を指す。

(22) 『晋書』卷八四殷仲堪伝

(23) 『世説新語』識鑿第七

(24) 『晋書』卷九孝武帝紀



- (25) 『晋書』卷六四簡文三子伝・会稽文孝王道子
- (26) 『晋書』卷七三庾亮伝
- 主上自八九歳以及成人、入則在宮人之手、出則唯武官小人、読書無從受音句、顧問未嘗遇君子。侍臣雖非俊士、皆時之良也、知今古顧問。豈与殿中將軍・司馬督同年而語哉！不云当高選侍臣、而云高選將軍・司馬督、豈合賈生願人主之美、習以成德之意乎！
- (27) 孝武帝と華林園に関する史料として、『晋書』卷九孝武帝紀の末年長星見、帝心甚惡之、於華林園拳酒祝之曰「長星、勸汝一杯酒、自古何有万歳天子邪。」が挙げられる。
- (28) 『宋書』卷四十百官志下
- (29) 盧悚に関しては『魏書』卷九六僧司馬叡伝に詳しい。宿衛に関しては川合安「桓温の『省官併職』政策とその背景」(前掲)を参照。
- (30) 徐邈に関しては『晋書』卷九一儒林伝・徐邈を参照。なおこの段落で引用した史料は『晋書』卷九一儒林伝・徐邈が出典である。
- (31) 徐広に関しては『宋書』卷五五徐広伝を参照。
- (32) 范甯については『晋書』卷七五范汪伝附范甯伝に詳しい。なおこの段落の史料は表記が無い限り、『晋書』卷七五范汪伝附范甯伝より引用した。
- (33) 詳しくは越智重明「范寧と地縁性」(『魏晋南朝の人と社会』研文出版、一九八五年所収)を参照。
- (34) 『晋書』卷九一儒林伝・徐邈

- (35) 『晋書』卷九一儒林伝・徐邈
- (36) 海野洋平「梁の西省について」(『歴史』九〇、一九九八年)七〇頁
- (37) 川勝義雄「劉宋政権の成立と寒門武人——貴族制との関連において——」(前掲)三一〇～三一一頁
- (38) 詳しくは安田二郎「東晋の母后臨朝と謝安政権」(『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇三年所収)を参照。
- (39) 『晋書』卷七五王湛伝附王坦之伝
- (40) 『晋書』卷六元帝紀  
自元康以来、艱難繁興、永嘉之際、氛厲彌昏、宸極失御、登遐醜裔、国家之危、有若綴旒。
- (41) 引用文は三田辰彦「東晋の琅邪王と皇位継承」(前掲)五八頁より引いた。
- (42) 『宋書』卷六十王韶之伝
- (43) 小林聡「晋南朝における宮城内省区域の展開——梁陳時代における内省の組織化を中心に——」(『九州大学東洋史論集』三五、二〇〇七年)九四頁

【表1】司馬道子府僚一覧（明示していない者はすべて驃騎將軍府僚）

人名	出身	職歴	出典
王忱	太原晋陽	長史→荊州刺史	晋書七五
王愉	太原晋陽	司馬・加輔国將軍→都督・江州刺史	晋書七五
王緒	太原晋陽	輔国將軍・琅邪内史・領從事中郎	晋書七五、魏書九六
謝重	陳郡陽夏	長史	宋書四四
謝琰	陳郡陽夏	司馬・加右將軍→衛將軍・徐州刺史	晋書七九
司馬尚之	宗室	諮議參軍	晋書三七
司馬恢之	宗室	司馬・丹楊尹	晋書三七
桓石生	譙郡龍亢	長史→太傅長史	晋書六四、七四
王弘	琅邪臨沂	參軍→主簿→諮議參軍	宋書四二
車胤	南平	長史	晋書八三
茹千秋		諮議參軍	晋書六四
殷仲文	陳郡長平	參軍→諮議參軍→元顛の征虜長史	晋書九九
江績	陳留圉県	主簿→諮議參軍→中書侍郎	晋書八三
范泰	順陽	諮議參軍→南郡相	宋書六〇
周勰	陳郡	謝安主簿→諮議參軍	晋書一百
何友	廬江	諮議參軍	宋書九一
江敷	陳留圉県	諮議參軍	晋書五六、世說第五
袁悦之	陳郡	參軍	晋書二七、七五
王徽		參軍	晋書七五
毛泰	兗陽陽武	太傅從事中郎	晋書八一
毛遁	兗陽陽武	太傅主簿	晋書八一
庾登之	潁川	太傅參軍	宋書五三
荀遜		太傅參軍	晋書九九

【表2】孝武帝側近一覧

人名	出身	孝武帝との関係	西省／中書侍郎との関わり	出典
徐邈	東莞姑幕	甚見寵侍	始補中書舍人、在西省侍帝	晋書九一
范甯	南陽順陽	甚被親愛	中書侍郎	晋書七五
王雅	東海郟	深加礼遇		晋書八三
殷仲堪	陳郡	甚相親愛		晋書八四
何澄	廬江灊	深愛之		晋書九三
吳隱之	濮陽鄆城	孝武帝欲用為黃門郎、以隱之貌類簡文帝、乃止。	中書侍郎	晋書九〇
車胤	南平	孝武帝嘗講孝經（中略）胤与丹楊尹王混擿句、時論采之。	中書侍郎	晋書八三
孔安国	会稽山陰	時甚蒙礼遇		晋書七八
虞嘯父	会稽余姚	親愛		晋書七六